



料金後納
郵便

重要

開封前に必ず宛名をご確認ください。

宛名にお心当たりがない場合は、ハガキを開封せずに、お近くの郵便局又はコールセンターにご連絡ください。



令和7年度札幌市定額減税補足給付金
(不足額給付金)の支給のお知らせ

親展

お問合せ先電話番号

札幌市給付金 相談コールセンター

050-3352-2002

受付時間 9:00~18:00 (10月以降は、平日のみ受付)

(差出人) 〒060-8524 札幌市保健福祉局総務部調整担当課

ご案内は内側にあります。ここからはがしてご覧ください。

※このハガキが濡れた状態の時は、よく乾かしてからはがしてください。

令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給のお知らせ

札幌市長 秋元 克広

札幌市では、国の決定に基づき、令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)の算定に際し、令和5年分所得等を基に給付金の支給額を推計したこと等により、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来支給すべき支給額(調整給付所要額)と調整給付金の支給額(当初調整給付額)に差額が生じた方等へ、その差額を令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)(以下「不足額給付」という。)として支給します。

算定の結果、支給対象者に該当するため、令和7年8月26日(火)~28日(木)に、下記のとおり支給いたします。本通知に基づき、不足額給付の支給を受ける方は、**申請の手続きは必要ありません。**

記

支給額	※支給額及び算定式は、裏面をご確認ください。
振込口座	金融機関名・店名 : □座種別・番号 : □座名義人カナ : ※□座番号の一部を非表示にしております。 ※ゆうちょ銀行の場合は、□座番号の下1桁の「1」を除外しております。 ※支給後に振込完了通知書の発送はありません。

なお、下記事由のいずれかに該当する場合は、令和7年8月17日(日)までに、左記のお問合せ先までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、支給に同意したものとみなします。

- 振込口座を変更する場合(別途お送りする書類を返送いただいてから、振込までに1か月程度かかります)
- 本給付金を辞退する場合

裏面もご確認ください。

【支給額及び算定式】

不足額給付支給額(太枠部分の額が本給付金の支給額です)

所得税	定額減税可能額※1※2 円	－	令和6年分確定所得税額 円	=	控除不足額① 円
住民税 所得割	定額減税可能額※1※2 円	－	令和6年度分住民税所得割額 円	=	控除不足額② 円
	調整給付所要額①+②※3 円	－	当初調整給付額⑤※3 円	=	不足額給付支給額 円

当初調整給付額

所得税	定額減税可能額※1※2 円	－	令和6年分推計所得税額 円	=	控除不足額③ 円
住民税 所得割	定額減税可能額※1※2 円	－	令和6年度分住民税所得割額 円	=	控除不足額④ 円
控除不足額③ 円		+	控除不足額④ 円	=	控除不足額③+④ 円
				→	当初調整給付額⑤※3 円

※1 3万円(所得税分)・1万円(住民税分)に、(本人+扶養親族数)を乗じた金額です。

※2 扶養親族は、定額減税の対象となる配偶者及び16歳未満の扶養親族(国外居住者を除く)を含みます。

※3 調整給付所要額及び当初調整給付額は、1万円未満を切り上げて算定します。

開け方

